

廿日市市地域公共交通網形成計画の策定について

1 概要

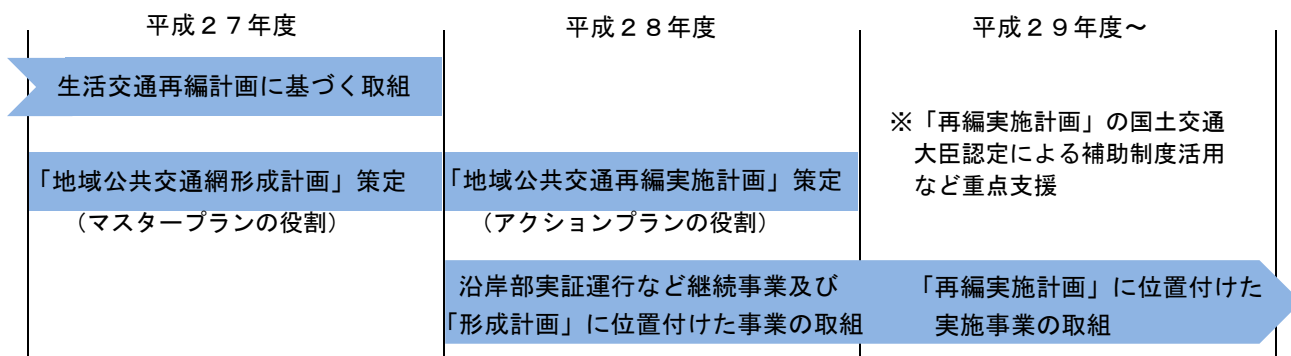
交通政策基本法（平成 25 年 12 月 4 日施行）の制定を踏まえて改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成 26 年 11 月 20 日改正法施行）に基づき、総合的な公共交通ネットワークの形成を図ることを目的として「廿日市市地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」という。）を平成 27 年度に策定する。

現在、平成 23～27 年度の 5 ヶ年を計画期間とした「廿日市市生活交通再編計画」に基づき生活交通の見直しを行っており、形成計画ではこれまでの再編の取組や成果を引き継ぎながら、地域、交通事業者、行政等各関係機関の連携により、地域公共交通の再編に取り組む。

2 協議会の役割

「廿日市市公共交通協議会」は平成 27 年 2 月 24 日付け規約改正に伴い、形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う法定協議会となっており、今後の計画策定、事業実施については、当協議会における協議を踏まえながら進めていくこととする。

3 今後の全体スケジュール



4 想定される実施事業の概要

- ・ 民間路線バス及び市自主運行バスの一体的な運行形態の見直し（バス交通の全体再編）
- ・ 乗継ぎの利便性向上に向けた待合施設の整備やダイヤ調整
- ・ 市自主運行バスへの IC カード導入検討
- ・ バスロケーションシステム等を活用した情報提供の強化
- ・ 地域主体による移動手手段確保への支援策 など

5 形成計画の策定工程（平成 27 年度）

- ・ 「形成計画」における基本方針の決定
- ・ 路線バスなど公共交通機関の実態調査、市自主運行バスの乗降調査による利用状況の分析
- ・ 公共交通に関する各種アンケート調査及び関係者ヒアリング調査
- ・ 現再編計画の評価、課題の整理
- ・ 「形成計画」での取組み及び「再編実施計画」に位置付ける実施事業の概要検討
- ・ 計画書のとりまとめ